第十七条及び第十八条を削り、第十九条を第十七条とする。

第六章中第二十条を第十八条とする。

（食品安全基本法の一部改正）

第三十条　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に、「又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「独立行政法人農業環境技術研究所法」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所法」に、「独立行政法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産総合研究センター法」に改め、「要請」の下に「又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条の規定による命令」を加える。

（食品表示法の一部改正）

第三十一条　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

附則第十二条の二（見出しを含む。）中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

（独立行政法人日本医療研究開発機構法の一部改正）

第三十二条　独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十条を次のように改める。

（理事の任期）

第十条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十三条中「独立行政法人日本医療研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構法」に改める。

第十七条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十九条を次のように改める。

（日本医療研究開発機構審議会）

第十九条　内閣府に、日本医療研究開発機構審議会（次項及び第三項において「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　主務大臣の諮問に応じて機構の行う研究開発の事務及び事業に関する事項を調査審議すること。

二　前号に掲げる事項に関し、主務大臣に意見を述べること。

3　前項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条の見出し中「中期目標等」を「中長期目標等」に改め、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十五条の七第一項」に改める。

附則第三条の見出し中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条第一項中「現に独立行政法人医薬基盤研究所」を「現に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に、「基盤研」を「医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条第二項及び第四項中「基盤研」を「医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第三章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第三十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の四第五項第一号中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第三十四条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

（郵便法の一部改正）

第三十五条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第三十六条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の九第一項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十六条の四第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第三十七条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第百三十六条の二第一項第一号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百二十六条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

第二百三十九条の二第一項各号列記以外の部分中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同項第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百五十一条の四第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（電波法等の一部改正）

第三十八条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十四条の二第四項第二号イ

二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十七条第一項第二号イ

三　電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条